

ただいま上程されました議案の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきまして、全国的に感染者数が急速に増加する中、政府は、今月7日に、東京都など1都3県を対象区域として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を再度発出いたしました。

本県では、11月末以降、複数の集団感染が確認されておりましたが、年明け以降、新規感染者数が急増し、人口10万人当たりの1週間の新規感染者数が全国上位となり、国が示す感染状況のステージ4の段階にあるなど、危機的な状況となっていることから、これ以上の感染拡大を何としても食い止めるため、緊急事態宣言の対象区域への追加について国に協力を要請し、一昨日の13日には、本県を含む7府県が対象区域に追加されました。これを受けまして、同日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、栃木県緊急事態措置を決定し、強力に感染防止対策を進めることといたしました。

県民の皆様には、昨日から2月7日までの間、生活や健康の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請しているところであり、特に、20時以降の不要不急の外出を自粛するようお願いしております。

また、事業者の皆様には、飲食店等を対象に、営業時間の短縮を要請し、御協力いただいた店舗に協力金を支給するほか、遊興施設、劇場、運動施設等に対しましては、20時までの営業時間の短縮を働きかけるとともに、イベント等につきましては、人数制限等の要件に沿って開催していただくよう要請しております。

さらに、県立学校につきましては、感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続することとしており、市町の公立学校に対しましても、同様の対応を依頼いたしました。

現在、感染者の急速な増加に伴い、医療提供体制のひっ迫など、大変厳しい状況にありますことから、県民や事業者の皆様には、マスクの着用や換気、3密回避等の基本的な感染防止対策はもとより、外出時の感染リスクを避ける行動やテレワーク・オンラインビジネスの推進等に御協力くださるよう強くお願い申し上げます。

特に、家庭内での感染が数多く見られますことから、若い世代や働く世代の皆様におかれましては、感染防止対策のより一層の徹底をお願いいたします。

今後とも、県民の命と健康を守り、県民生活や地域経済への影響の最小化を図るべく、国や市町、関係機関等と緊密に連携し、必要な対策に万全を期して参ります。

次に、議案の概要について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に関し、本県が国の緊急事態宣言の対象区域に追加されたこと等により、県の要請に応じて営業時間を短縮した事業者への協力金の支給を行うこととして編成したものであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、211億3,000万円となり、既計上予算と合わせた予算総額は、1兆936億690万円となります。この財源といたしましては、国庫支出金及び諸収入を充てることといたしました。

何とぞ、よろしく御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。